

平成26年2月4日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 朝長 勇
3番 上田雄一
5番 山口良広
7番 宮本栄八
9番 石橋敏伸
11番 上野淑子
14番 末藤正幸
17番 吉原武藤
20番 川原千秋
22番 松尾初秋
24番 谷口攝久
26番 江原一雄

副議長 山崎鉄好
2番 山口 等
4番 山口裕子
6番 松尾陽輔
8番 石丸 定
10番 古川盛義
12番 吉川里己
16番 小柳義和
19番 山口昌宏
21番 牟田勝浩
23番 黒岩幸生
25番 平野邦夫

2. 欠席議員

15番 小池一哉

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 松本重男
次 長 友廣秀敏
議事係 長 川久保和幸
議事係 員 江上新治

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	前	田	敏	美
教	育	長	浦	郷		究
教	育	監	代	田	昭	久
政	策	部	松	尾	満	好
つ	な	が	宮	下	正	博
教	育	部	古	賀	雅	章
総	務	課	中	野	博	之
財	政	課	水	町	直	久
企	画	課	平	川		剛

議 事 日 程 第 1 号

2月4日(火) 午前10時開議

日程第1	会期の決定
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	市長の提案事項に関する説明
日程第4	第2号議案 財産の取得について(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)

開 議 10時

○議長(杉原豊喜君)

皆さんおはようございます。ただいまより、平成26年2月、武雄市議会臨時会を開会いたします。

これより直ちに、本日の会議を開きます。

市長から提出されました第2号議案を上程いたします。

日程第1 会期の決定

日程第1. 会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期等に関し、議会運営委員会に諮問をいたしておりましたので、これに対する議会運営委員長の答申を求めます。吉川議会運営委員長

○議会運営委員長(吉川里己君)〔登壇〕

皆さんおはようございます。平成26年2月武雄市議会臨時会の招集に基づきまして、議長から諮問がございましたので、本日、議会運営委員会を開催いたしました。その結果について御報告を申し上げます。

議長から諮問がありました事項につきましては、第1. 会期及び会期日程について、第2. 付議事件の委員会付託の要否について、以上2項目でございます。

本臨時会におきまして審議されます議案は、ただいま議長から上程になりました、事件議案の1件であります。

このことについて協議いたしました結果、議案第2号は、所管の常任委員会の付託を省略して、即決して差し支えない旨の、意見の一致をみました。

また、会期は本日4日の1日間が適当である旨、決定をいたしました。

以上、議長の諮問事項に対する答申を終わります。

○議長(杉原豊喜君)

お諮りいたします。会期の決定につきましては、ただいまの議会運営委員長の答申のとおり、本日4日の1日間と決定いたしたいと思っております。これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日4日の1日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、武雄市議会会議規則第81条の規定により、1番朝長議員、4番山口裕子議員、7番宮本議員の以上3名を指名いたします。

日程第3 市長の提案事項に関する説明

日程第3. 市長の提案事項に関する説明を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

平成26年2月武雄市議会臨時会の開会にあたり、提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げます。

今回提案しております議案は、財産の取得についてでございます。ICT教育を推進する環境を確実に整備すべく、本年4月に全小学生に導入するICT関連機器・設置整備費等一式の購入について、武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。取得する財産は、タブレット型端末3,153台、サーバ及びソフトウェア11校分で、取得価格は、あわせて1億2,298万7,550円、取得の相手方は、株式会社エデュアスでございます。

なお、取得する財産や相手方の選定に関しましては、ICTに関する有識者や保護者等で構成する武雄市小中学校タブレット端末導入選定委員会を教育委員会に設置し、プロポーザル方式による提案内容の審査を経て選定したものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

これより審議を開始いたします。

日程第4 第2号議案

日程第4. 第2号議案 財産の取得についてを議題といたします。

第2号議案に対する質疑を開始いたします。

25番平野議員から、通告がっておりますので発言を許可いたします。25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

おはようございます。議案書が届けられて、いろいろ目を通して、理解を深めるために、資料を要求してたんですよ。これは業者選定の経過ということなんですけども、具体的には、公文書にしては今市長が言ったような、プロポーザル方式で設置委員会を設定して、プロポーザル方式で点数を決めて、決めたという、その経緯は若干理解できるんですけど、この際、市が提示した、あるいは設置委員会が何を基準に——参加企業に対して、点数をつけていったのかと。この資料を出してほしい。

購入に際して、何社がこれに参加をしたのかと。設置委員会が示す基準に、これがずっと、会社の独自のノウハウなんてことを説明しますよね。この基準で、高得点とったところが、契約の相手である——エデュアスですか、ということになってるわけです。そこら辺で、資料要求してたんですけども、私の手元に来た資料は、契約に伴う仕様書だけでしたので、そういう前提で、質疑を進めていきたいと思います。

結果として、契約相手であるエディオスですか——エデュアス。100%ソフトバンクの子会社ということまでわかります。エデュアスがどういう事業をやっているのかですね、それはプロポーザルに参加する前提として、その1社1社どういう事業を展開しているのか、どういう資本金なのか、誰が代表者なのかという、当然出てきますよね。エデュアスについては、会社の概要とか、あるいは、どういう事業を展開しているのかとか、そういうのはぜひ知らせていただきたい。100%ソフトバンクの子会社ということでしたので、そういうのが1つあります。

資料が出てきてませんので、市長が言った設置委員会が、この点、この点、この点、この点の評価していこう、評価というか、点数つけていこうと、それぞれの点数がついたと思うんですけども、その基準、選定基準ですね、これをぜひ出してほしい。契約書の中にある、契約書の第2条の2ですね。これは納入したあとです。納入した日から10日以内に、技術的な理由、その他による検査等に期日を要する。これは、納入日が26年3月31日までとなるとるわけですけども、これが——その期日を要するものについては、納入の日から10日以内、ということが考えられるのかですね。技術的理由、その他検査等に期日を要する。これはもう、いわば契約以前の問題ではないのかなと。納入後、納入の日から10日以内に、それやり直しなさいということが出てくるわけでしょ。

その他の関係で言いますと、これは第6条ですね。会社側が納入した物品が1年以内に、甲の不注意によることなく、甲っていうのは武雄市ですよ。甲の不注意によることなく、破損し、または故障を生じたとき、もしくは隠れた瑕疵。隠れた瑕疵を発見したときは、甲は取りかえ、または保守の要求をすることができる。

まあ、瑕疵担保っていうのは、1年以内っていうのは、大体建築でもそうでしょうけども。この隠れた瑕疵っていうのが、意図があるのかね、まあ意図がないのか、それはわかりませんが。どう……（発言する者あり）あなた、黙ってなさいよ。あなたに説明求めてんじゃないんだから。だから……（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに、静かに。

○25番（平野邦夫君）（続）

どういう……

○議長（杉原豊喜君）

質問を続けて。

○25 番（平野邦夫君）（続）

議長、ちょっと注意してください。

○議長（杉原豊喜君）

静かに、静かに。

○25 番（平野邦夫君）（続）

資料が出てないからね、詳しくやっとなですよ。考えられる不注意は、何なのかというのが、答弁をお願いしますね。

それから、今まで武雄市の場合、i P a d を推奨してきましたよね。これを、記者会見のときに、出てるんですかね。その後の資料にも出ていますね。アンドロイドに変えた。i P a d をアンドロイドに変えたのは、まあだいたいアンドロイドっていうのは、相場 8,000 円ぐらいっていうふうに聞いてますけども、1 億 2,300 万、313 台ですか。そういういろんな附帯工事等々伴って、単価上がっていくんでしょうけども。その i P a d からアンドロイドに変えたっていう理由。これを、その理由述べていただきたい。

これは、i P a d を利用してきて、単価の問題だけなのか、あるいは、こういう点では不備があるとか、あるいはアンドロイドのほうが優秀だとか、まあ設置委員会の基準、市が示す基準の中にも出てくるでしょうからね。そうしたら、そりゃアンドロイドに変えたほうがいいんだという結果が出たんでしょうけども。それを設置委員会、まあ選定委員会とか設置委員会が、判断した基準ちゅうのが、何に基づいて、これを変えたのか。単に安いから変えた、ということも理由の 1 つでしょうけども。まあそれは示していただきたいと思います。

それから、いろんなコンピュータにいろんなソフトがあるわけですけども、この仕様書の中にある、仕様書の中に明示されている別途契約書ってあるんですよ。この別途契約書というのを見ていきますとね、どこいったか。あとで、何というか——これを進めていく上で、料金が伴うのかどうか、っていうことですよ。結局、この武雄市小学校タブレット端末購入仕様書の中にある、2 年間のメーカー保証。これはわかりますよね。その注のところに、サポートサービスは別途契約を予定していると。これは、仕様の中にありますね。サポートサービスした場合に、いろんなサービスが考えられるわけですけども、その際、サービス料というのはどういう場合に発生するのかと。インターネットを通じて操作の方法だとか、というのも入るでしょうし、いろんなことが考えられるんでしょうからね。別途詳しく、こういう点はこういうサポートしますよというのがあるはずですね。別途契約であるわけですから。どういう内容でどういう場合にどうだっていう、そういう契約の内容ちゅうのはどういうことなのかですね。そして、それは料金伴うのかと。ここでは、期限もあるんでしょうけども。2 年間のメーカー保証ちゅうのは、器具の損傷だとかいう乙の側のあれでしょ、乙の側の納入した商品に対する不備とかね、いろんなことから 2 年間保証しますよと。そこら辺

は、細かい契約書あるでしょうからですね。答弁いただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

それでは、まず経過から御説明をさせていただきたいと思います。タブレット端末の決定に際しましては、まず武雄市の小中学校の代表者、あるいは保護者、ICTに関して有識者等を構成メンバーとする、タブレットの選定委員会を設置いたしました。この選定委員会につきましては、第1回につきまして、12月4日に開催をいたしまして、第2回目を12月12日に開催をいたしました。その後、プロポーザルの提案をいただきまして、これが1月21日でございます。提案を受けまして審査をしたわけですが、そのあと、この委員会を、第3回目の委員会を同日行ったということで、委員会からの報告を受けまして、選定ということに至ったわけございまして、本日、添付をいたしております契約書につきましては、1月23日に仮契約を行ったということで、添付をさせていただいているという、このような経過でございます。

それから、どのような基準で選定をしたのかということでございますけれども、選定委員会では仕様書をつくっております。この仕様書につきましては、おおむねタブレット端末の機能、それから、アプリケーション及び学習に関する機能、3番目にセキュリティー機能、次に、サポート体制、こういったものを基本として提案をいただくというふうな仕様書を定めておりますので、このような、この仕様書に見合った提案であるのかどうか、こういったことを基準に審査を行ったということでございまして、総合評点方式で審査をしていただいたということでございます。

次に契約書のことにつきまして御質問ございました。第2条につきまして、御覧いただきたいと思いますが、これにつきましては検査、それから確認というものをいつするのかということで第1条本則では、終了後というふうにいたしておるわけですが、そのほか、技術的な理由によるものに関しましては、納入の日から10日以内というふうに定めておりますので、不測の事態に備えてこのような条文を設けているということでございます。

それから第6条でございます。隠れた瑕疵というのは、普通はないというふうに思いますが、念には念を入れてということで、このような条項を設けているということでございます。

それから次に、タブレット端末の機種につきまして、どのような理由で変わったのかという御質問でございますけれども、変わったという認識はございません。まず武内小学校、それから山内東小学校に、平成22年度において、絆プロジェクト事業でiPadを導入しているわけですが、これにつきましては実証ということでこれまで有効に利用されてきたというふうに思っております。

現在、大きく言いまして、機種につきましては、このiPad、iOSですね。それから、アンドロイド、ウィンドウズ、この3つの機種があるわけですが、これをどれにのささいというふうな仕様書にはなっていないわけですので。仕様書について、改めてタブレット端末の機能のところについて言いますと、例えばOSにつきましては、アンドロイド4.2以上……

〔25番「もう少しゆっくりやってくれん」〕

iOSの7以上、ウィンドウズの8と、まあRTということでございますけれども、こういったものをすべて対象にしているということでございますので、仕様書の中で、私どもがアンドロイドに変更しているということではございません。提案の内容が、総合評点方式で1番よかったのが、アンドロイドであったという事実でございます。

それから、仕様書に別途契約ということで、確かに書いておるわけですが、ものにつきましては、タブレット端末、あるいはサーバー、このようなものがございますけれども、このようなものにつきましては、保守契約をしていくというのが通常のパターンでございますので、保守契約は新年度、3月31日までは、端末入るわけですので、新年度につきましては、保守契約を行っていかうということで考えているわけでございます。

以上だったと思います。よろしくお願ひします。

〔25番「議長、答弁漏れがありますけど。何社が応募したのか」〕

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長。

○古賀教育部長〔登壇〕

申しわけございません。プロポーザルでございますけれども、公募でという御質問ございましたけれども、指名型のプロポーザル方式で実施をいたしました。3社について指名をいたしまして、2社が応募していただきました。1社については辞退ということでございますので、最終的には2社の提案内容で審査をしたということでございます。

〔25番「まだあるよ、答弁漏れが」〕

○議長（杉原豊喜君）

平野議員、あんまし、質問の、項目が多すぎますので、（発言する者あり）いや私が注意しますので。市長、私が注意します。私も要点筆記しておりますけども、もうあんまし、10ぐらい、項目質問されてますよね。答弁者も困りますので。25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

市長がいろいろ言うことないんですよ、あなたが。じゃ答弁しなさいよ。（発言する者あり）だから、何を言うとするんですか。

○議長（杉原豊喜君）

静かに。

○25 番（平野邦夫君）（続）

ですから私はね、資料を要求しているわけでしょ。それは通告は全部いっとるはずでしょ。こういう資料が欲しい、市長秘書もいってるでしょ。（発言する者あり）見らんでもいいけども、黙ってなさい。

○議長（杉原豊喜君）

2人で対応しない。

○25 番（平野邦夫君）（続）

注意しなさいよ。私が言ったのは、3社が応募して、2社が今、指名と言われましたよね。それで1社は辞退したと。ここで言う、契約相手のエデュアスの、これはどういう事業内容を展開してきたのかと。指名というからには、事前にあなた方のほうで、この会社はこういう事業を展開している、この会社はこういう事業でかなり全国シェアを持っているとかね。いろいろ準備した上で指名するわけでしょ、3社。そして、エデュアスはどういう事業展開をしているわけですか、これまで。そういうことを、理解する上で、選定基準が——選定基準の中に、応じてくれる会社、プロポーザルしてきた会社に対して、基準を示して、あるいは説明をした上で、それに応えていきますよね。それから、エデュアスの主要事業。パソコン支援学級だとか、教育の情報に関して自治体が企画するものに対応していく事業だとか、あるいは実証実験への、電子機材のコンテンツだとか、教育のノウハウだとか、校内管理システム、授業管理、人事管理、端末ネットワークの提供だとか、そういうたぐいの事業を展開しているというのは、公表されてますからね、わかりますよ。

武雄市が何を中心に選定基準として、指名した2社に対してね、こういう点はどうなのか、こういう点はどうなのかと、そのことを聞いているわけでしょう。だからこれに3社が応募して、1社が辞退して2社の指名で、最後に残ったのがエデュアスだと。これ随契でしょ、契約の方法は、2社ですから。2社で入札の方法は、随契なのか指名競争入札なのか、そのことをきちんとしてください。

先ほどのサポートサービス、これ仕様書に基づいてと言われましたけれども、私が質問したのはね、サポートサービス事業の中身ですよ。それは仕様書に書いてるちゅうけども、サポートサービス事業は別途契約ですから、今後納入後にこういうサービス、ああいうサービスと、それは料金が伴うのかという質問をしているじゃないですか。そこはちゃんと答弁してくれないと。3回しかできませんからね。議長申しわけないけれど3回しか質問できませんから、一遍にたくさんの質問をしたというのは、それはそちらのほうで議案を準備した側がちゃんとね、答弁する義務があるんじゃないですか。

〔市長「質問がわかんないんだよ」〕（発言する者あり）

市長が答弁しなさいよ。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長（発言する者あり）

〔25 番「質問の仕方が悪いんじゃない、答弁の仕方が悪い」〕

〔市長「質問が悪い」〕

○古賀教育部長〔登壇〕

すべてちょっと、記載ができなかったので、漏れもあったかというふうに思います。

指名するにあたりましては、私どもは、基本、これまで本市と契約があったのか、あるいは、契約がなくても連携等を行ったのかということやってるわけですけれども、今回エデュアスさんを指名をしたということは、先ほど御紹介いたしましたけれども、武内小学校、山内東小学校に絆プロジェクト事業で ICT 機器を導入をしております。こういったときにエデュアスさんと、取引があったということもございますので、ICT に関しましては、エデュアスさん、非常にこれまで取り扱いをされてきた、そういうメーカーでございますので、私どもは指名をいたしました。それで、先ほど申し上げましたとおり、指名型のプロポーザル方式でやったということでございます。それから保守契約ですけれども、それは先ほど申し上げました、タブレット型の端末もございますけれども、サーバー等もございますので、こういったものを保守していただくということで、料金は当然発生するということでございます。

以上でよろしかったでしょうか。

〔25 番「入札の方法は」〕

○議長（杉原豊喜君）

入札、入札の方法はよかったですよね。

25 番平野議員

○25 番（平野邦夫君）〔登壇〕

結局 2 社が残ったと、1 社が辞退したからね。だから、2 社指名競争入札ですかと聞いたんだけど、答弁ないでしょ。随契ですか、指名競争入札ですか。

もう 1 つ、保守契約と言われましたけど、この保守契約ちゅう言葉だけでいいわけですよ、この仕様書にある別途契約予定というのは、当然料金伴うと言われますからね。このサポートサービスといった場合に、保守契約だとか、あるいはいろんな操作の問題とかね、支援員の方が 9 名配置されるちゅうわけですから、その支援については教育監のほうが詳しいなら、それでやってくんではしょうけども。しかし、何と言いますか、エデュアスの側の、サービスといいますか、サポート。これ保守点検だけですか、ここで言うてるのは。保守点検というのは、メンテをしていくちゅうことですよ。機種 of 保守は 2 年間。その機種 of 保証というのは、それは当然できますよね、どんな電化製品でも。これを操作したり、さらにソフトのほうも関連してくるでしょうけども、そういったときにどういうサービス、保守点検だけで済まさないで、このサポートサービスはこういう点、こういう点、こういう点という、

武雄市が要求していくわけでしょ。それに対して当然料金が伴うと。どの程度の料金を伴うのかという、そういう見積というのには当然試算しますよね。だからそれも含めて、随契なのか競争入札なのかわかりませんが、提案した側としてはね、ただ単にエデュアスと取引があったと、以前。以前にエデュアスと取引が、どういう取引があったのかわかりませんが、それも含めて答弁してくださいよ。

それは今度3度目ですので、入札の方法、再度言いますが、サポートサービス事業の保守点検ちゅうことじゃなくて、細かいサービスが契約書の中に出てくるはずですよ。そうした上で、この点はどれだけの予算、金が伴うのかと。でなければ、機種は安いかもしれんけども、そのあとのメンテナンスがね、高くなつちゅう例が、たくさんあるでしょ。そういうことも含めて選定基準の中には入っていると思うんですけども。そこを私は求めているですよ。一般的には機種そのものだったら相場は8,000円と言われてます。予算で——割り戻しますとね、台数で割り戻すと1万8,000円くらいでしょ。果たしてそれで済むのかということになるわけですね。

県もタブレット端末を導入するわけですけども、7万とか7万5,000円とか言われてますね。1億2,300万円で済むのかと。その後の保守点検、いろんなサービス、どの程度の金額を想定されているのかということをお聞きしてのわけです。答弁してください。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

保守点検の費用について御質問ですけれども、保守点検の費用につきましては、26年度の当初予算において計上の予定でございます。従いまして、そのときに金額等につきましては明らかにしていきたいというふうに思っております。

それから2点目の契約の方法でございます。これは先ほど来申し上げておりますが、指名型のプロポーザル方式で行ったということで、3社を指名をいたしました。そのうち2社から提案があったということで申し上げておりました。法的に申し上げますと、地方自治法の施行例167条の2、第2号を適用したということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

他に質疑ございませんか。7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

ちょっと重なっているところは省略してやりたいと思います。まずは指名についてですね。なぜ公募にしなかったのかということと、エデュアスさんは……〔「さっき言うたやん」と呼ぶ者あり〕山内であると——関係があるということで、そしたらその他の人の指名した理由は何なのかっていうとか、指名についてです。

次は、アフターサービスはあると思うんですけども、東京の会社ですので、何かちょっとあったときに、現地対応っちゅうんですかね、まあ何日もかかって来られても困るもので、その辺の現地対応はどうなっているのかが2点です。

次の3点目はですね、保守点検料っていうのが普通、コンピュータをするとあります。保守点検料。それと今回言う、サポートサービスっていう部分があります。そしてもういっちょは故障の修理っていう部分があるんですけども、このサポートサービスっていうのは保守点検料を含んでいるのかですね、その辺の保守点検と、サポートサービスってソフトの面になるのか、サポートサービスと修理に関して、もし区切りがわかれば、教えてください。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

プロポーザル方式につきましては、2つやり方がございまして、公募によるやり方、それから指名によるやり方と、この2つがございます。今回につきましては、武雄市とも取引のある、あった、そういう会社を3社を指名をしたということでございます。

指名をした理由につきましては、これも重なるわけですけども、エデュアスさんについては、従来、言いましたとおり、取引があったということでございます。それから、あとの2社につきましても武雄市との取引がこれまでありました。県内でもあったということでございまして、そのような理由から指名をさせていただいたということでございます。

それから保守の関係につきましては、現地対応ということで、すぐに対応していただければならないという場合は当然ございますので、そのような部分につきましては仕様書の中でサポート体制ということで記載をいたしておりまして、迅速に対応することなど、きちんと記載をいたしておりまして、これに基づきまして、提案をさせていただいたということでございますので、心配はしていないというところでございます。

サポートサービスに従来の保守の点検等々で入っているかという御質問でございすけれども、これも平野議員さんにお答えをしたとおりでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

最後の質問ですけども、平野さんのところで説明したという、ソフトのサポートと保守点検というのは、一緒ということですか。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

ハード面の保守ということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

第2号議案、財産の取得について、反対の立場で討論を申し上げます。

財産の取得の第1に、取得する財産、ICT関連機器・設置整備費等一式、2つ目に取得の価格1億2,298万7,550円です。私はこの財産取得にあたりまして、昨年の12月議会に、この財産の取得に関する予算措置がなされました。

タブレット端末予算費用、1億2,600万円に、この予算措置に反対の立場で討論を申し上げさせていただきました。今回の第2号議案、財産の取得につきまして、以下の点申し述べ、反対の討論を申し上げる次第です。

導入にあたっての問題として第1に、このタブレット端末導入、ICT機器の導入にあたりまして、この間の経緯を振り返って考えますと、市長の独断専行で進められました。

2つ目に、保護者や、教育関係者の戸惑いや不安がまだ解消されることなく、進められているからであります。

私は、このタブレット端末導入の目的が、武雄市を学力日本一にすると表明されているように、明らかに教育に競争原理を持ち込むものであり、本来教育の目的である、教育は人格の完成を目指すものであり、この趣旨と相容れないものと考えます。

〔市長「表明していませんから」〕

教育に対する、挑戦と言わなければなりません。

〔市長「学力日本一なんて表明していませんよ。嘘ばかり言わんくださいよ」〕

よって、このタブレット端末の導入、私はこの取り組みではなく、

〔市長「嘘つきようやんか」〕

行き届いた教育を進めるために、小学生の1クラスの定員数である40人学級を（発言する者あり）全小学校1クラス35人に1日も早く進め、少なくとも30人学級に、全国でするためにも、その先頭に立って、武雄市教育に導入するべきではありませんか。

〔市長「嫌です」〕

その予算措置をすることこそ、今行政の責務ではないでしょうか。

〔市長「違います」〕（発言する者あり）

よって、このタブレット導入の契約議案に反対の討論を申し上げ、見直しを求め、反対討論とするものであります。以上です。（発言する者あり）

〔市長「学力日本一なんか言ってないぞそんなこと。」〕

（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに、静かに。（発言する者あり）

3番上田議員（発言する者あり）

静かに、静かにしてください。

○3番（上田雄一君）〔登壇〕

おはようございます。第2号議案、財産の取得について賛成の立場で討論をさせていただきます。

御存じのようにですね、今回のこの議案は、ICT教育、また反転授業に欠かせないタブレット端末のモデルやスペック、ソフト、また、アプリケーションといったほうがいいのでしょうか、それらの仕様が決定して、その取得と、さらにはそれに伴うサーバ整備に関する費用を含めた財産の取得に関するものであります。

先ほどの反対討論にありましたようにですね、何か少人数学級のほうにとかっていうような話がありましたけど、これは12月議会でも、県の補助金も含めての予算だったのじゃないかなと思っておりますので、本末転倒じゃないかという気がしております。

その本題に入りますけれども、先に申し上げておきますけれども、今回のこれらの選定に関しては、タブレット端末選定委員会が、企業からのプロポーザルを受けて選定されたということでの、再三の説明がっております。その委員会のメンバーは学校の代表であったり、保護者の代表、有識者、その他さまざまな方が入られて、厳正な選定が行われているということをお伺っております。これについては、学校の代表、保護者の代表も入っているということで、そこに関しては何も問題はないのかなと。独断専行と言われるのが全く私もそこには理解ができません。

その上で、武雄市が今回必要としている仕様、つまり最低限のラインとして、OSについては例えばアンドロイド4.2以上だったり、iOS7以上だったり、また、ウィンドウズの8もしくはRTといった、必要なパフォーマンスの基準が示されており、内部ストレージは16ギガバイト以上。これについても外部ストレージがどうなっているのか不明ですが、使い方からいったら、あんまり関係ないところかなというような判断をしており、結局内部ストレージの量を基準に考えると、これも十分なのかなと。それ以外には、仕様書の中身を見る限りでは、使い勝手な部分ですから、仕様書どおりに物が納品されるのであれば問題ないというふうに考えております。

今回の、先ほど反対討論にもありましたように、保護者の不安とか何とかということでありました。不安は確かに話がありました。今回、保護者が最も心配されていたのは、破損などを含めたトラブルにどう対処するのかというのが、一番多い声が私のほうにも届けられています。台数が台数だけに、安かろう悪かろうというような、価格優先という選定も私は不安です。また物はいいけど高いというスペック優先といったものも不安です。一長一短あるような選定の仕方は私はちょっと、不安を抱えるところでありますけれども、要するに価格、スペック、そして何よりその後のサポート体制を網羅できるであろう、指名によるプロポーザルというのは、私は適正な判断だったんじゃないかと考えておるところでございます。

保護者の不安不安とおっしゃいますけれども、最後につけ加えさせていただきますけれども、あるお母さん方からの話をつけ加えさせていただきます。ある方は、武雄に越してきてよかったと思える1つが、この反転授業にあるという声も伺いました。そしてまたある方は、反転授業がますます進むと、現在毎月高い費用をかけている通信教材を、やめられるんじゃないかというような声もいただいております。そういう声があることを申し添えて、私の賛成討論とさせていただきます。議員各位の御賛同をお願いいたします。〔「素晴らしい」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉原豊喜君）

23 番黒岩議員

○23 番（黒岩幸生君）〔登壇〕

あと数カ月の命でございますので。ここで賛成討論をいたしたいと思っておりますのは、ちゃんと聞いてほしいのは、IT行政推進特別委員長の立場からですね、賛成をしようと思っております。

このIT機器を入れるのはなぜか。私はわかりやすい授業をするために入れると思うんですよね。選定のいろいろ言われました。入れるのは、わかりやすい授業。じゃあどのようにわかりやすいかと言いますと、具体的に言いますと、まず、反転授業が簡単にできる。そのためにどうしてもタブレットが必要だという事ね。それともう1つ、学校で先ほど30人学級ですか、40人学級ですか、言われましたけれども、それは生徒の一人一人が今どういう状況かっていうことが、直ちにわかる。学校の先生が教えていて、ここはというときに小テストをするんですね、タブレットを使って。直ちに、今何パーセントの人間が、理解している、理解していないがわかるんですよ。機械を使うことによって。だから、役所のほうでもぜひともITを使ったですね、3D検索できる役所をつくってほしいと言ってますけど、なかなかできないんですけれども。そういう面があるということは、そのためにそれを勉強するためにですね、IT行政推進特別委員会をつくった。このときも反対されましたけどですね。確かに、今ITを利用した行政、つまり、行政に自然科学の力を入れるといいますか、そういう時代がやってきているということを皆さんぜひともですね、考えていただいて、そして

将来ある武雄市をつくっていただきたいということで、賛成討論といたします。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより、第2号議案を採決いたします。本案は、起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第2号議案は、原案のとおり、可決されました。

以上で本臨時会の日程をすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成26年2月武雄市議会臨時会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

閉 会 10時44分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議 長 杉 原 豊 喜

〃 副議長 山 崎 鉄 好

〃 議 員 朝 長 勇

〃 議 員 山 口 裕 子

〃 議 員 宮 本 栄 八

会 議 録 調 製 者 松 本 重 男